

議 案 第 53 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年12月7日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

犬猫等販売業者に対し、犬及び猫への個体識別のマイクロチップ装着を義務付ける等を目的とした動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、犬の登録に係る手数料を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後																
<p style="text-align: center;">（手数料の種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>犬の登録</td> <td style="text-align: center;">1頭につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額	（略）		犬の登録	1頭につき 3,000円	（略）		<p style="text-align: center;">（手数料の種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第1項に規定する通知に係る犬の登録を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1頭につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額	（略）		犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第1項に規定する通知に係る犬の登録を除く。）	1頭につき 3,000円	（略）	
種類	金額																
（略）																	
犬の登録	1頭につき 3,000円																
（略）																	
種類	金額																
（略）																	
犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第1項に規定する通知に係る犬の登録を除く。）	1頭につき 3,000円																
（略）																	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。